

有害使用済機器の保管等に係る  
届出の手引き

平成30年9月10日

和歌山県  
循環型社会推進課  
TEL 073-441-2692

(目次)

1	はじめに	1
2	有害使用済機器とは	2
3	届出	4
	(1)-1 届出者	
	(1)-2 届出義務除外者	
	(2) 届出書の様式及び添付書類	
	(3) 提出部数	
	(4) 提出時期	
	(5) 提出先	
4	その他	7
	(1) 保管及び処分に関する基準	
	(2) 帳簿の作成義務	
○	別表	8
	・ 別表 1 廃棄物処理法、家電・小型家電リサイクル法に基づく許可を受けた者で、有害使用済機器の保管等に関する届出を要しないこととなる者	
	・ 別表 2 有害使用済機器の保管及び処分の基準	
	・ 別表 3-1 帳簿の記載事項	
	・ 別表 3-2 帳簿の記載例	
○	様式集	15
	・ 有害使用済機器保管等届出書（施行規則様式第 35 号の 2）	
	・ 有害使用済機器保管等変更届出書（施行規則様式第 35 号の 3）	
	・ 有害使用済機器保管等廃止届出書（施行規則様式第 35 号の 4）	
	・ 記入例	

## 1 はじめに

近年、本来の用途での使用が終了した電気電子機器等（以下「使用済機器等」という。）が、雑多なものや混ぜられた金属スクラップ（いわゆる雑品スクラップ）などの形で、廃棄物処理法に基づく規制を受けずにスクラップヤード等で環境保全上不適切に取り扱われ、保管中のスクラップヤードでの火災事案の発生等を含む生活環境上の支障を生じることが懸念されています。

これらの問題に対応するため、平成 29 年 6 月に成立・公布された改正廃棄物処理法では、廃棄物以外の使用済機器のうち、不適正な取扱いをした場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じおそれがあるものを、新たに有害使用済機器として位置付け、その保管又は処分を業として行う事業者、都道府県知事等への届出、処理基準の遵守等を義務付ける制度が創設されました。

この手引きでは、和歌山県において行われる有害使用済機器の保管等業について、届出書の様式や添付書類、提出窓口、その他留意事項等を示しています。

この手引きにおける用語の定義については、次のとおりです。

- ・ 法・・・・・・・・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 施行令・・・・・・・・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
- ・ 施行規則・・・・・・・・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
- ・ 環境省ガイドライン・・・・・・・・有害使用済機器の保管等に関するガイドライン(平成 30 年 3 月、環境省。<http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/mat11.pdf>)

## 2 有害使用済機器とは

本制度の対象となる有害使用済機器は以下の機器となります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（関連部分のみを抜粋）

（有害使用済機器）

第16条の2 法第17条の2第1項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。

(1) ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）

(2) 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫

(3) 電気洗濯機及び衣類乾燥機

(4) テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの

イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）

ロ ブラウン管式のもの

(5) 電動ミシン

(6) 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具

(7) 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具

(8) ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具

(9) 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具

(10) フィルムカメラ

(11) 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具

(12) ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）

(13) 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）

(14) 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）

(15) 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具

(16) ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具

(17) 電気マッサージ器

(18) ランニングマシンその他の運動用電気機械器具

(19) 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具

(20) 蛍光灯器具その他の電気照明器具

(21) 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具

(22) 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具

(23) ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）

(24) デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具

(25) デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具

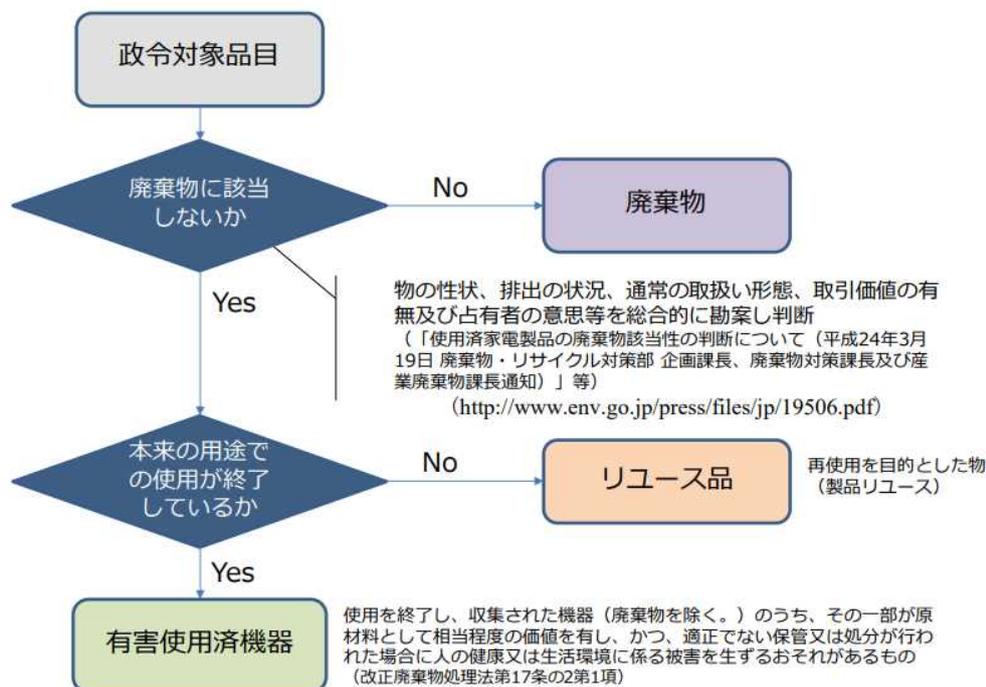
(26) パーソナルコンピュータ

(27) プリンターその他の印刷用電気機械器具

- (28) ディスプレイその他の表示用電気機械器具
- (29) 電子書籍端末
- (30) 電子時計及び電気時計
- (31) 電子楽器及び電気楽器
- (32) ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

上記の機器が有害使用済機器に該当するか否かの判断に当たっては、有害使用済機器は「廃棄物を除く」と定義されていることから、まずその機器が廃棄物か否かを判断する必要があります。その上で廃棄物とは判断されない機器について、改めて、本来の用途としての使用が終了されているか否かの観点から、有害使用済機器の該当性を判断することとなります。

判断のフローについて、以下に示します。



- ☆ 廃棄物と判断される場合は、一般廃棄物又は産業廃棄物の規制(処理業の許可等)を受けますので、十分注意してください。有害使用済対象品目の機器とその他のものが混合し、総体として廃棄物と判断される場合も、廃棄物としての規制を受けます。
- ☆ 政令対象品目の機器が廃棄物と判断された場合は廃棄物処理法その他、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法などの廃棄物関連法令を遵守し、適正に処理する必要があります。
- ☆ 再使用を目的とした物(製品リユース)は、有害使用済機器には該当しません。
- ☆ 業務用機器については、家庭用機器と判別不能なものに限り有害使用済機器として指定される一方、明らかな業務用機器の場合は、有害使用済機器には該当しないこととなります。
- ☆ 有害使用済機器を解体し取り出された部品や、原料となるまで処理されたものは、有害使用済機器には該当しません。
- ☆ 詳しくは、「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン(平成30年3月、環境省。<http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/mat11.pdf>)」をご覧ください。県の担当窓口にお問い合わせ下さい。

### 3 届出

#### (1)-1 届出者

有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者（(1)-2 に示す届出義務除外者を除く。）は、事業を開始する日の 10 日前までに都道府県知事への届出が必要です。また、その届け出た事項を変更するときも、同様です。（法第 17 条の 2）

#### (1)-2 届出義務除外者

次に掲げる場合は、届出義務が除外されます。

- ・ 別表 1 に掲げる者に該当する場合（法施行令第 16 条の 2 各号に掲げる機器が廃棄物となったものの処理に係る許可等を受けた者関係）
- ・ 有害使用済機器の保管の用に供する事業場（二以上の事業場を有する者にあつては、各事業場の敷地面積が 100m<sup>2</sup>を超えないものを設置する場合）
- ・ 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う場合

#### (2) 届出書の様式及び添付書類

有害使用済機器保管等に係る届出の提出書類は、次ページの表のとおりです。

なお、変更届出書の添付書類は、有害使用済機器保管等届出書の添付書類のうち、変更に係るものとしてください。

#### (3) 提出部数

提出部数は、正本 1 部、副本 1 部です。

（届出者用の控えが必要な場合は、別途ご用意ください。）

#### (4) 提出時期

届出の区分	提出時期※1
有害使用済機器保管等届出書	事業を開始する日の 10 日前まで※2
有害使用済機器保管等変更届出書	変更の日の 10 日前まで※3
有害使用済機器保管等廃止届出書	廃止の日から 10 日以内

※1 事業開始（又は変更）の 10 日前までに届出が受理されている必要があります。届出書に形式的な不備があった場合は、提出日が受理日ではなく、当該不備の補正が完了した日が受理日となりますのでご注意ください。

※2 法改正の施行日（平成 30 年 4 月 1 日）に、既に有害使用済機器の保管等を業として行っている者については、施行後 6 ヶ月まで（平成 30 年 10 月 1 日まで）に届出が受理されている必要があります（猶予期間）。

※3 住民票の写し及び法人の登記事項証明書の添付が必要な変更の届出については、これらの書類の変更後速やかに届出を行ってください。

表 届出に係る提出書類

(○:必要書類、△:変更があった場合に添付)

提出書類		備考	届出の区分		
			新規	変更	廃止
有害使用済機器保管等届出書		・様式第 35 号の 2	○		
有害使用済機器保管等変更届出書		・様式第 35 号の 3		○	
有害使用済機器保管等廃止届出書		・様式第 35 号の 4			○
添 付 書 類	事業計画の概要	・事業の全体計画 ・処理の方法（保管・処分(再生)の別及び処理の方法) ・取扱品目及び品目毎の受入予定量、予定受入先事業者、保管場所、処理方法及び予定持出先(搬入から搬出までの流れが分かるように作成すること)	○	△	—
	事業場の平面図及び 事業場の付近の見取図	・事業場内の事務所、保管場所、処理施設その他付帯施設の配置が分かるもの ・事業場の周辺の状況がわかるもの	○	△	—
	事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	次に掲げるものを含む。 ・処理施設に係る処理能力計算書 ・選別や分解等の作業を行う場合は、その内容及び場所が分かるもの ・保管場所毎の保管高さ、保管面積及び保管上限(計算根拠を含む)が分かるもの ・汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための設備(底面を覆う不浸透性材料、油分離装置及びこれに接続する排水溝その他の設備)の構造・配置が分かるもの ・処理施設、保管場所及び事業場全景の写真	○	△	—
	届出者が事業場及び施設の所有権（所有権を有しない場合は、使用権限）を有することを証する書類	・土地の場合は、公図の写し及び土地の登記事項証明書並びに借地の場合は賃貸契約等 ・処理施設の場合は、売買契約書又は賃貸契約書等	○	△	—
	(処分又は再生を業として行う場合) 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類		○	△	—
	(個人の場合) 住民票の写し	・本籍、続柄、個人番号(マイナンバー)及び住民票コードが記載されていないもの	○	△	—

(次ページに続く)

(法人の場合) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書	・登記事項証明書は、履歴事項全部証明書とする。	○	△	—
(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合) 法定代理人の住民票の写し	・本籍、続柄、個人番号(マイナンバー)及び住民票コードが記載されていないもの	○	△	—

※ 公的機関が発行する証明書類については、届出の3か月以内に発行されたものとする。また、原本を提示した場合は、複写による提出を認めるものとする。

(5) 提出先

有害使用済機器の保管又は処分を行おうとする事業場の所在地を所管する県立保健所の窓口  
に持参してください。

事業場の所在地	窓口		
	保健所名	担当課	住所・TEL
岩出市、紀の川市	岩出保健所	衛生環境課	〒649-6223 岩出市高塚 209 TEL 0736-61-0048
橋本市、かつらぎ町、九度山町、 高野町	橋本保健所	衛生環境課	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋 927 TEL 0736-42-5443
海南市、紀美野町	海南保健所	衛生環境課	〒642-0022 海南市大野中 939 TEL 073-483-8825
有田市、湯浅町、広川町、 有田川町	湯浅保健所	衛生環境課	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1 TEL 0737-64-1293
御坊市、美浜町、日高町、 由良町、日高川町、印南町	御坊保健所	衛生環境課	〒644-0011 御坊市湯川町財部 859-2 TEL 0738-24-3617
田辺市、みなべ町、白浜町、 上富田町、すさみ町	田辺保健所	衛生環境課	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1 TEL 0739-26-7934
新宮市、那智勝浦町、太地町、 北山村	新宮保健所	衛生環境課	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2-4-8 TEL 0735-21-9631
串本町、古座川町	新宮保健所 串本支所	保健環境課	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向 193 TEL 0735-72-0525

※ 和歌山市内の事業場については、和歌山市役所の所管になります。

#### 4 その他

(1) 保管及び処分に関する基準（法第 17 条の 2 第 2 項関係）

有害使用済機器保管等業者は、施行令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければなりません。（詳しくは、別表 2 及び環境省ガイドラインを参照してください。）

(2) 帳簿の作成義務（施行規則第 13 条の 12 関係）

有害使用済機器の保管等の業を行う者は、適正な管理を促す観点から、有害使用済機器の取扱いについて、品目毎に、受入先、受入量、搬出先等を帳簿に記録することが義務付けられています。

また、帳簿は一年ごとに閉鎖し、5 年間保存することとされています。なお、記録は書面によるもののほか、電磁的記録も可能です。（別表 3-1 及び別表 3-2 参照）

別表 1 廃棄物処理法、家電・小型家電リサイクル法に基づく許可等を受けた者で、有害使用済機器の保管等に関する届出を要しないこととなる者（廃棄物処理法施行規則第13条の2第1号関係）

※ 下の表に掲げる有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理（保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ保管、処分又は再生）に係る許可等（許可、認定、委託又は指定をいう。以下同じ。）<sup>注</sup>を受けた者が、当該許可等に係る事業場で保管等（当該保管と併せて行う処分又は再生を含む。以下同じ。）を行う場合に限り、なお、当該許可等を受けている期間内に行われる保管等についてのみ届出不要となります。

※ 下の表中の処分には再生を含みます。

対象事業者	届出不要となる処理	
	保管	処分
一般廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）	届出不要	
一般廃棄物処分業者	届出不要	届出不要
一般廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	
一般廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	届出不要
一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第9条の9第2項第2号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	
一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第9条の9第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	届出不要
産業廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）	届出不要	
産業廃棄物処分業者	届出不要	届出不要
産業廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	
産業廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	届出不要
産業廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	
産業廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	届出不要
市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（積替保管を含む収集運搬に係る委託を受けた者に限る。）	届出不要	
再生利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）	届出不要	
広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）	届出不要	
市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者	届出不要	届出不要

対象事業者	届出不要となる処理	
	保管	処分
再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの	届出不要	届出不要
広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者	届出不要	届出不要
再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたもの（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）	届出不要	
再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの	届出不要	届出不要
広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	
家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	届出不要
小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者（当該認定を受けた再資源化事業計画（変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。）に従って積替保管のみを行う場合に限る。）	届出不要	
小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。）	届出不要	届出不要
小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。）	届出不要	
小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う者に限る。）	届出不要	届出不要

注：有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理に係る許可等とは、金属又はプラスチックを主として含む廃棄物の処理に係る許可等を含みます。

別表2 有害使用済機器の保管及び処分の基準（施行令第16条の3、施行規則第13条の5から第13条の10）

施行令	施行規則
<p>(有害使用済機器の保管、処分等の基準)</p> <p>第十六条の三 法第十七条の二第二項の規定による有害使用済機器（同条第一項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条及び次条において同じ。）の保管及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 有害使用済機器の保管に当たっては、次によること。</p> <p>イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p> <p>(1) 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。</p> <p>(2) 環境省令で定めるところにより、外部から見やすい箇所に有害使用済機器の保管の場所である旨その他有害使用済機器の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。</p> <p>ロ 保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 保管する有害使用済機器の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあつては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。</p> <p>(2) 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた有害使用済機器の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。</p> <p>(3) 有害使用済機器の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を不透水性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。</p>	<p>(有害使用済機器の保管の場所に係る掲示板)</p> <p>第十三条の五 令第十六条の三第一号イ(2)の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。</p> <p>一 有害使用済機器の処分又は再生を行う場合にあつては、有害使用済機器の保管の場所である旨に加えて、有害使用済機器の処分又は再生の場所である旨</p> <p>二 保管する有害使用済機器の品目</p> <p>三 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>四 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあつては、次条に規定する高さのうち最高のもの</p> <p>(有害使用済機器の保管の高さ)</p> <p>第十三条の六 令第十六条の三第一号ロ(2)の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。</p> <p>一 保管の場所の囲いに保管する有害使用済機器の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合（第三号に掲げる場合を除く。）当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ</p> <p>二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。）直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、次のイに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、イ又はロに規定する高さのうちいずれか低いもの）又は五メートルのうちいずれか低いもの</p> <p>イ 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ</p> <p>ロ 前号に規定する高さ</p> <p>三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合次のイからハまでに規定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ</p> <p>イ 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、事業の用に供する施設（当該保管の場所を除く。）又は事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のもの二分の一に相当する高さ</p> <p>ロ 当該直接負荷部分の基準線の高さ</p> <p>ハ 五メートル</p>

(4) その他環境省令で定める措置

- ハ 保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあつては、当該騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ニ 保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管することその他の環境省令で定める措置を講ずること。

ホ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

- 二 有害使用済機器の処分（焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、次によること。

イ 処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

- (1) 有害使用済機器の処分又は再生に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、処分又は再生の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。
- (2) その他環境省令で定める措置

ロ 処分又は再生に伴う騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ハ 処分又は再生の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分又は再生することその他の環境省令で定める措置を講ずること。

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、前条第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となつたものの再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。

- 三 有害使用済機器は、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を行つてはならないこと。

(有害使用済機器の保管に係る飛散防止等のための措置)

第十三条の七 令第十六条の三第一号ロ(4)の規定による環境省令で定める措置は、その保管を業として行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることとする。

(有害使用済機器の保管に係る火災の発生又は延焼防止のための措置)

第十三条の八 令第十六条の三第一号ニの規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管すること。
- 二 有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあつては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
- 三 有害使用済機器の一の保管の単位の面積を二百平方メートル以下とすること。
- 四 隣接する有害使用済機器の保管の単位の間隔は、二メートル以上とすること（当該保管の単位の間仕切りが設けられている場合を除く。）。
- 五 その他必要な措置

(有害使用済機器の処分又は再生に係る飛散防止等のための措置)

第十三条の九 令第十六条の三第二号イ(2)の規定による環境省令で定める措置は、その処分又は再生を業として行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることとする。

(有害使用済機器の処分又は再生に係る火災の発生又は延焼防止のための措置)

第十三条の十 令第十六条の三第二号ハの規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分又は再生すること。
- 二 有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあつては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
- 三 その他必要な措置

別表 3-1 帳簿の記載事項（取扱い品目毎に記載）

	帳簿記載事項	備考
保管	受入年月日	有害使用済機器を受け入れた年月日を記載。
	受入品目	有害使用済機器の品目毎に記載。
	受入先	複数の受入先がある場合は、全て記載。
	受入量	複数の受入先がある場合には、受入先毎に記載。 ※計量単位は重量に統一することが望ましい。
	搬出年月日	有害使用済機器を搬出した年月日を記載。
	搬出先、搬出品目	有害使用済機器を含む貨物について、搬出先と品目を記載。複数の搬出先がある場合は、貨物毎に全ての搬出先を記載。
	搬出量	有害使用済機器の搬出量について記載。
処分又は再生	処分又は再生年月日	有害使用済機器を処分又は再生した年月日を記載。
	処分又は再生方法	受け入れた有害使用済機器の処分又は再生の方法を記載。（破碎（切断）、圧縮等）
	処分又は再生量	処分又は再生した有害使用済機器の量について記載。
	処分又は再生品目	処分又は再生した有害使用済機器の品目について記載。
	持出年月日	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等の持出年月日について記載。
	持出先、持出品目	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等について、持出先と品目を記載。複数の持出先がある場合は、品目毎に全ての持出先を記載。 ※処分又は再生により部品や原材料等になる場合は、例えば「アルミ」、「銅」等の持出物品の品目名で記載。
	持出量	有害使用済機器を処分又は再生を行った後の産物、残渣等の持出量について記載。

別表 3-2 帳簿の記載例

① 保管のみ（有害使用済機器及びその他の機器との混合状態で受入し保管・選別後出荷する場合）

(受入) (平成〇〇年〇月〇日)

受入品目※1	受入年月日	受入先	受入量※2	取扱方法	備考
機器混合※3	H〇〇.〇〇.〇〇	J社	〇〇kg	保管、選別	パソコン、プリンター、HDD
パソコン、OA機器	H〇〇.〇〇.〇〇	J社	〇〇kg	保管、選別	バッテリーを除去
携帯電話	H〇〇.〇〇.〇〇	K社	〇〇kg	保管	バッテリーを除去
機器混合	H〇〇.〇〇.〇〇	K社	〇〇kg	保管、選別	バッテリーを除去 パソコンプリンタ、HDD
・・・	・・・	・・・	・・・		
・・・	・・・	・・・	・・・		
合計			〇〇kg		

(搬出) (平成〇〇年〇月〇日)

搬出品目※1	搬出先	搬出年月日	搬出量※2	備考
小型家電	ア社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
パソコン	イ社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
携帯電話	ウ社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
業務用機器	エ社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
バッテリー	オ社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
・・・	・・・	・・・	・・・	
・・・	・・・	・・・	・・・	
合計			〇〇kg	

※1：入出荷の伝票に記載の品目名を記載します。

※2：受入量について、重量での把握が困難な場合は「台」「個」などに置き換えて記載しても構いません。

※3：有害使用済機器対象品目が混合した貨物、有害使用済機器と他スクラップが混合した貨物の双方のケースが考えられます。

② 保管及び処分・再生（有害使用済機器及び他の機器の混合物を受入し、破砕等処理後持ち出す場合）

(受入) (平成〇〇年〇月〇日)

受入品目※1	受入年月日	受入先	受入量※2	処分(再生)年月日	処分(再生)方法	備考
混合※3	H〇〇.〇〇.〇〇	J社	〇〇kg	H〇〇.〇〇.〇〇	保管、破砕	パソコン
パソコン、プリンタ	H〇〇.〇〇.〇〇	J社	〇〇kg	H〇〇.〇〇.〇〇	保管、解体、破砕	バッテリーを除去
携帯電話	H〇〇.〇〇.〇〇	K社	〇〇kg	H〇〇.〇〇.〇〇	保管、破砕	バッテリーを除去
混合	H〇〇.〇〇.〇〇	K社	〇〇kg	H〇〇.〇〇.〇〇	保管、破砕	バッテリー、蛍光管を除去
・・・	・・・	・・・	・・・			
・・・	・・・	・・・	・・・			
合計			〇〇kg			

(持出) (平成〇〇年〇月〇日)

持出品目※1	持出先	持出年月日	持出量※2	備考
基板	カ社	H〇〇.〇〇.〇〇	500kg	
アルミ	キ社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
銅	キ社	H〇〇.〇〇.〇〇	500kg	
鉄	キ社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	
ダスト	ク社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	廃棄物として処理委託
バッテリー	ケ社	H〇〇.〇〇.〇〇	10,000kg	廃棄物として処理委託
蛍光管	コ社	H〇〇.〇〇.〇〇	〇〇kg	廃棄物として処理委託
・・・	・・・	・・・	・・・	
合計			〇〇kg	

※1：入出荷の伝票に記載の品目名を記載します。

※2：受入量について、重量での把握が困難な場合は「台」「個」などに置き換えて記載しても構いません。

※3：有害使用済機器対象品目が混合した貨物、有害使用済機器と他スクラップが混合した貨物の双方のケースが考えられます。



# 様式集







(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	

法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

備考

- 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)



様式第三十五号の三（第十三条の四関係）

有害使用済機器保管等変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 殿

届出者

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けで届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項を除く。）		

変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所

変 更 の 理 由	
変更予定年月日	

備 考  
 1 この届出書は、原則として変更する日の10日前までに提出すること。  
 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。



様式第三十五号の四（第十三条の十一関係）

有害使用済機器保管等廃止届出書

年 月 日

和歌山県知事 殿

届出者  
住 所

氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年 月 日付で届出を行った有害使用済機器保管等業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

廃止した事業  
の範囲

廃止の理由

廃止の年月日

備 考

- 1 この届出書は、廃止の日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。



記入例

様式第三十五号の二（第十三条の三関係）

（第1面）

有害使用済機器保管等届出書 和歌山県知事 殿 〇〇年〇〇月〇〇日 届出者 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇〇号 氏 名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 印 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
事業の範囲（取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。）	有害使用済機器の品目： 電動工具、電気掃除機、扇風機等 （廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第32号に定める機器） 処理の区分 保管のみ ・ <b>保管及び処分（再生を含む）</b>
事務所及び事業場の所在地等	事務所 〇〇〇事業場 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 事業場 同上 電話番号 同上 面 積 〇〇〇m <sup>2</sup>
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ（それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のもを含む。）	保管場所① 所在地：同上 面積：〇〇m <sup>2</sup> 、最大高さ：5m 品目：電気掃除機、扇風機等 施行令第16条の2第5～20号の機器 保管場所② 所在地：同上 面積：〇m <sup>2</sup> 、最大高さ：3m 品目：ゲーム機、デジタルカメラ等 施行令第16条の2第21号～第32号の機器
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	事業場：〇〇〇事業場 所在地：同上 品目：電気掃除機、扇風機等 施行令第16条2第5号～第32号の機器
事業の用に供する施設の種類の、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	〇〇事業場 所在地：同上 破砕機（シュレッダー）1台、〇〇年〇〇月〇〇日設置 処理能力10t／日
※ 事 務 処 理 欄	

（第2面）

届出者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
株式会社〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇〇号	
法定代理人（届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 所
備考 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。 2 ※欄は記入しないこと。 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

（日本工業規格 A列4番）

事業場や保管場所が複数有る場合などにより様式に書き切れない場合は、別途一覧表を作成し添付するなど適宜対応してください。